

2019年7月12日開催 東京家庭裁判所委員会報告 外国人の家事事件について

東京家庭裁判所委員会委員・会員 折井 純 (53期)

2019年7月12日に開催された家庭裁判所委員会について報告します。

最初に、涉外家事事件を担当する家事第3部の村松多香子裁判官と、酒谷悦子調査官から説明があり、その後、質疑応答がなされました。

1 涉外家事事件の統計

涉外家事事件の直近10年間の事件数は、在留外国人の増加に伴い、全国では1.3倍、東京家裁では1.7倍に増えています。家事事件総数に占める東京家裁の事件の割合は12%ですが、涉外家事事件に占める東京家裁の事件の割合は、21.5%と高く（いずれも平成30年度）、東京家裁に涉外家事事件が多く集まっていることがわかります。事件類型として多いのは養子縁組であり、ほかに合意に相当する審判（認知や嫡出否認等）、就籍、親権者変更、扶養義務設定、などがあります。

2 涉外家事事件での法律上の留意点

まず、国際裁判管轄として、「人事訴訟法等の一部を改正する法律」により人事訴訟事件等についての国際裁判管轄法制が整備されたこと（平成31年4月1日施行）、準拠法の問題は、「法の適用に関する通則法」（平成19年1月1日施行）により決せられること等の一般的な説明がありました。

次に、架空の2つの事例に基づき、具体的な説明がなされました。

事例1 米国人夫から日本人妻に対して申し立てられた面会交流事件

＜父は、現行の月1回、数時間の面会交流ではなく、毎週末宿泊付き、長期休暇は1週間（渡米を含む）、毎朝の学校等への送りの面会交流を求め、母は、現行の頻度で十分と主張する事例＞

文化的背景を踏まえる必要があるなどの問題点があるなか、調査官による子の生活状況や子の意向・心情を調査し、子のために望ましい面会交流のあり方を提案するという調整の一例が紹介されました。

事例2 フィリピン人妻から日本人夫に対して申し立てられた離婚調停事件と日本人夫からフィリピン人妻に対して申し立てられた子の監護者指定・引渡し調停事件

＜母は、夫と離婚したい、離婚にあたっては長女の親権者を母とすべきとし、父は、妻には長女の監護を

任せられないから、監護者は父とすべき、だから長女を引き渡せと主張する事例＞

調査官による子の監護状況の調査、試行的面会交流の実施などにより、子が安心して生活できる土台作りを行うという調整の一例が紹介されました。

3 質疑応答

- ・涉外家事事件を扱うにあたっての東京家裁の体制。
→平成26年4月、東京家裁家事部に涉外関係を専門に扱う係を整備した。現在も、同様の係は、全国で東京家裁のみであると認識している。当時は書記官3名の係であったが、現在はその2倍程度の体制となっている。可能な限り英語等の外国語が可能な職員を複数配置するようにしている。また、面会交流の留意点についてのパンフレットは、英語について用意している。
- ・外国人への案内や広報で工夫している点。
→東京高地家簡裁の霞が関庁舎全体としては、日本語による会話ができない来庁者への対応を行うため、一般職の中から協力者を募り、あらかじめ名簿登録した上で、手続案内等のサポートを行う制度がある。
- ・調停において配慮していることは何か。
→語学に堪能な調停委員を選任するなどしている。なお、調停委員の委員から、調停委員は平成20年から涉外調停研究会を、年4回位、任意に開催し、各国の事情や涉外家事事件独自の問題などについて情報交換をしているとの話があった。
- ・子に関わる涉外家事事件において、子の福祉をどのように配慮しているか。
→子の福祉を配慮することは日本人の事件でも同じだが、涉外家事事件においては、特に当事者の育ってきた環境や社会的背景を理解して、当事者に接するようにしている。
- ・事件解決後に、取り決めの実効性が問題となることはないか。
→国外に義務者が帰国した場合など、履行が困難になることはある。

次回は、2019年11月18日、テーマは「少年審判事件手続における付添人の活動等について」です。